

## 受禪、

「百練抄

崇德

」永治元年十二月七日、天皇讓位於皇太弟、○近衛

〔續世繼八重の潮路〕いまの女院○鳥羽院は原得子ときめかせ給て、このゑのみかせうみたてまつらせ給へる、東宮にたてまつりて、位ゆづりたてまつらせ給、○申みかせの御やしなひござれいなきとて、

皇太弟とぞ宣命にはのせられ侍ける。

〔愚管抄四〕さてうへくの御中あしきことは、崇徳院の位におはしましけるに、鳥羽院は長實中の納言が女を、ことに最愛におぼしめして、はじめには三位せさせておはしましけるおん腹に、をのこみこ生れさせ給へるを、東宮にたてゝ、崇徳の后には、法性寺殿○藤原のむすめまるられたる、皇嘉門院聖子○藤原なり、その御子のよしにて、外祖の儀にて、よくくさたしまるらせよど仰られければ、ことに心に入て、誠の外祖のほしさに、さたしまるらせけるに、その定にて讓位候べしと申されければ、崇徳院はさるべしとて、永治元年十二月に、御讓位ありける。保延五年八月に、東宮には立せ給にけり、其宣命に、皇太子ともあらんずらんと思召けるを、皇太弟とかせられける時には、いかにとまた崇徳院の御意趣にこもりりけり。

〔玉葉〕承元四年十一月廿三日、子刻許、自大納言許造送云、今日關白參入出御前、大相國議定御讓位御門事、可爲明後日廿五日之由被仰下了、聞此事悅涙數行、不知手舞足蹈也。廿四日、巳刻許、著直衣參東宮○順參御前、人々語云、明日多先可有行啓于押小路、其後可行此事也、件御所暫可爲内裏、明日上皇渡御此御所、有御對面、其後可行啓也、人人多以參集如雲霞、數刻祇候、申刻許退出、廿五日、是日天皇御門讓國於皇太弟日也。

〔皇年代略記順德〕正治二年四月十五日庚子、立太弟、承元四年十一月廿五日己酉、受禪、十四  
〔歷代皇紀後深草〕正元元年十一月廿六日、禪位於皇太弟恒仁親王、十七〇